

○川俣町町営住宅管理条例施行規則

平成10年3月25日

規則第1号

改正 平成13年12月25日規則第13号

平成14年3月27日規則第9号

平成22年9月1日規則第11号

平成23年2月15日規則第1号

平成26年4月1日規則第5号

平成28年6月13日規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、川俣町町営住宅管理条例（平成9年川俣町条例第36号。以下「条例」という。）第67条の規定に基づき条例の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(公募の時期)

第2条 入居者の公募は、随時行うものとする。

(入居の申込み及び決定)

第3条 条例第7条に規定する入居の申込みは、町営住宅入居申込書、駐車場使用申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 住宅入居申込みの場合

ア 入居希望者全員の住民票

イ 入居希望者のうち所得のある者全員の所得課税証明書、又は源泉徴収票

(ア) 申込年の1月～5月までの申込の場合、申込年の前々年の収入が分かるもの

(イ) 申込年の6月～12月までの申込の場合、申込年の前年の収入が分かるもの

(ウ) 被扶養者がいない場合、所得証明書

(エ) 源泉徴収票がない場合、確定申告書控

ウ 入居希望者の納税証明書（非課税の場合、納税証明書と同じ年度の非課税証明書）

(ア) 申込年の1月～5月までの申込の場合、申込年の前々年度

(イ) 申込年の6月～12月までの申込の場合、申込年の前年度

(2) 駐車場使用申込みの場合

ア 車検証の写し

2 条例第7条第2項の規定による入居決定者に対する通知は、町営住宅入居許可書(様式第2号)によるものとする。

(入居者の選考)

第4条 条例第8条第4項に規定する規則で定める要件を備えている者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 老人 60歳以上の者

(2) 障害者 次のいずれかに該当する者で世帯を構成している者

ア 身体障害とは、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級から4級までの者

イ 精神障害とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級～3級までの者

ウ 知的障害とは、精神障害の程度に相当する者

(3) 20歳未満の子を扶養するひとり親

(4) 多子世帯 18歳未満の子3人以上と同居している者で扶養している者

2 条例第8条第5項に規定するその他の町営住宅は壁沢住宅2号棟とする。

3 前項の規定により優先入居させる者は次に掲げる者とし、基準は別表のとおりとする。

4 入居者に不足が生じた場合は、前項の規定に定める者以外の者を入居させることができる。

(請書)

第5条 入居決定者は、条例第10条第1項第1号の規定により町営住宅使用請書(様式第3号)に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。

- (1) 日本国籍を有していること。
- (2) 原則として川俣町に住所を有していること。
- (3) 独立の生計を営む者で、原則として入居者と同程度以上の所得があること。
- (4) 税金等を滞納していないこと。
- (5) 過去の町営住宅又は特定公共賃貸住宅の入居者で、不法行為等により住宅を退去させられた者でないこと。

2 町長は、連帯保証人としての資格及び適正を欠く事実が判明したときは、連帯保証人を変更させることができる。

(連帯保証人の変更)

第7条 入居者は、既に立てた連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日から10日以内に次項に規定する連帯保証人の変更の手続きをとらなければならない。

- (1) 死亡
- (2) 住所不明又は町外への住所の移転
- (3) 失業その他保証能力を著しく減少又は喪失させる事情

2 入居者は、連帯保証人の変更があったときは、連帯保証人変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、保証人変更申請を承認したときは、連帯保証人変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(収入の申告等)

第8条 入居者は、毎年8月末日までにその前年の収入について、町営住宅入居者収入申告書(様式第6号)に必要な書類を添えて町長に申告しなければならない。

(家賃及び敷金の減免又は徴収猶予)

第9条 条例第15条及び条例第18条の規定による家賃及び敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする入居者は、町営住宅家賃・敷金減免申請書(様式第7号)又は町営住宅家賃・敷金徴収猶予申請書(様式第8号)を町長に提出しその承認を受けなければならない。

2 町長は、町営住宅家賃・敷金減免申請又は町営住宅家賃・敷金徴収猶予申請を承認したときは、町営住宅家賃・敷金減免決定通知書(様式第9号)又は町営住宅家

賃・敷金徴収猶予決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（家賃及び敷金の減免基準）

第10条 条例第15条に規定する家賃の減免基準は、金額については、家賃の5割以内とし、その期間については3月以内とする。ただし、条例第15条第3号に規定する災害により住宅に損害を受け、居住することが困難と町長が認めた場合は、3月以内の期間において、家賃の全額を免除することができるものとする。

2 条例第18条に規定する敷金の減免基準は、敷金の5割以内とする。ただし、条例第15条第3号に規定する災害により住宅に損害を受け、居住することが困難と町長が認めた場合は、敷金の全額を免除、又は3月以内の期間において、徴収を猶予することができるものとする。

（同居の承認手続）

第11条 条例第11条の規定により入居の際に同居を認められた親族以外の親族を同居させようとするときは、町営住宅同居申請書（様式第11号）を町長に提出し承認を得なければならない。ただし、出生による場合は、この限りでない。

2 町長は、町営住宅同居申請書を承認したときは、町営住宅同居承認通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（入居の承継手続）

第12条 町営住宅への入居を許可された者が死亡し、又は移住、離婚等をした場合において、その同居の親族が当該住宅を引き続き使用するときは、町営住宅継続入居申請書（様式第13号）を町長に提出し承認を得なければならない。

2 町長は、町営住宅継続入居申請を承認したときは、町営住宅継続入居承認通知書（様式第14号）により通知するものとする。

3 第1項の承認を得たものは、条例第10条第1項第1号の規定による申請を町長に提出しなければならない。

（長期不在の届出）

第13条 条例第24条の規定による届出は、町営住宅長期不在届（様式第15号）を町長に提出しなければならない。

（修繕費用の負担）

第13条の2 条例第20条第3項の規定による入居者の修繕費用の負担については、

入居時に、住宅調査票（様式第29号）により入居者と住宅監理員又は町長の指定する者と修繕箇所について確認し、退居時に修繕、またはその費用を負担しなければならない。

（住宅の用途併用及び原状変更）

第14条 条例第26条の規定により住宅の一部用途併用の承認を受けようとする者は、町営住宅一部用途併用申請書（様式第16号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、町営住宅一部用途併用申請を承認したときは、町営住宅一部用途併用承認通知書（様式第17号）により通知するものとする。

3 条例第27条の規定により住宅の原状変更の承認を受けようとする者は、町営住宅原状変更申請書（様式第18号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、町営住宅原状変更申請を承認したときは、町営住宅原状変更承認通知書（様式第19号）により通知するものとする。

5 前項の規定により住宅の原状変更の承認を受けた者は、その工事の完了後、住宅監理員の検査を受けなければならない。

（収入超過者の認定）

第15条 条例第28条の通知は、収入超過者認定通知書（様式第20号）により行うものとする。

（明渡し請求等）

第16条 条例第28条第2項の通知は、高額所得者認定通知書（様式第21号）により、条例第31条第1項、第36条第1項、第41条第1項の請求は、町営住宅明渡し請求書（様式第22号）により行うものとする。

2 前項で規定する町営住宅明渡し請求を受けた入居者が町営住宅明渡し期限延長を申し出るときは、町営住宅明渡し期限延長承認申請書（様式第23号）を提出しなければならない。

3 町長は、前項の町営住宅明渡し期限延期申請書の提出があった場合、延長が適当かどうか審査し、承認するときは、当該入居者に町営住宅明渡し期限延長承認通知書（様式第24号）により通知するものとする。

（みなし特定公共賃貸住宅の使用手続）

第17条 条例第49条の規定により、みなし特定公共賃貸住宅に入居する者は特定公共賃貸住宅入居申請書（様式第25号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、特定公共賃貸住宅入居決定通知書（様式第26号）により通知するものとする。

（住宅明渡しの手続き）

第18条 条例第40条第1項の規定により住宅の明渡しをしようとする者は、町営住宅明渡し届（様式第27号）を町長に提出しなければならない。

（準用）

第19条 駐車場の使用については、第3条第2項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条、第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」「家賃及び敷金」及び「家賃・敷金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（住宅の検査）

第20条 条例第40条第1項に規定する検査は、入居時における住宅調査票により退居者と住宅監理員又は町長の指定する者と修繕個所を検査するものとし、修繕等の必要が生じたときは、退居日までに修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

2 入居者は、条例第27条の規定による町営住宅の模様替、又は増築等をしたときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で現状回復又は撤去を行い検査を受けるものとし、修繕等の必要が生じたときは、退居日までに修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 入居者は、前2項の規定により、修繕等が生じ修繕を完了したときは、住宅監理員又は町長の指定する者により、検査を受けなければならない。

（住宅管理人）

第21条 条例第62条第4項に規定する住宅管理人は、町営住宅の設置してある団地の棟ごとに又は複数棟ごとに1人置くものとする。

（立入検査員証）

第22条 条例第63条第3項に規定する町営住宅の検査に当たる者の身分を示す証

票は、町営住宅立入検査員証（様式第28号）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 川俣町営住宅管理条例施行規則（昭和38年川俣町規則第6号）は廃止する。

附 則（平成13年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第9号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年2月1日から適用する。

附 則（平成26年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

入居区分	入居階	戸数	入居期限
老人世帯	1～2階	16戸	なし
UIターン世帯	3階	8戸	10年
新婚世帯	4～5階	16戸	10年

(表)

様式第1号(第3条関係)

町営住宅入居申込書
駐車場使用申込書

※印欄内は記入しないでください。

※受付番号	第 号
※受付日	年 月 日

平成 年 月 日

川保町長 様

下記のとおり町営住宅(

団地・住宅)入居・駐車場使用の申込みをします。

現住所

氏 名 ㊦

生年月日

電 話 ()

連絡先 ㊧

1 入居予定者(申込者、同居しようとする者)				
申込者との続柄	氏 名	生年月日	勤 務 先	電 話 番 号
申 込 者				
2 申込者もしくは同居親族の扶養親族または控除対象配偶者で今後も別居となる者				
申込者との続柄	氏 名	生年月日	勤 務 先	電 話 番 号
3 駐車場を使用する者および使用する自動車				
申込者との続柄	氏 名	車種・車名	自動車登録番号	車両サイズ
			福島・その他()	長さ cm
			—	幅 cm

【添付書類】

1 住宅入居申込みの場合

① 入居希望者全員の住民票

② 入居希望者のうち所得のある者全員の所得課税証明書、又は源泉徴収票

申込年の1月～5月までの申込の場合：申込年の前々年の収入が分かるもの

申込年の6月～12月までの申込の場合：申込年の前年の収入が分かるもの

被扶養者がいない場合：所得証明書、源泉徴収票がない場合：確定申告書控

③ 入居希望者の納税証明書(非課税の場合：納税証明書と同じ年度の非課税証明書)

申込年の1月～5月までの申込の場合：申込年の前々年度

申込年の6月～12月までの申込の場合：申込年の前年度

2 駐車場使用申込みの場合

① 車検証の写し

裏 面 入居希望調書、同意書へも記入ください

(裏)

入居希望調書

	希望団地等	希望階数
第1希望		1階・2階・3階・4階・5階
第2希望		1階・2階・3階・4階・5階
第3希望		1階・2階・3階・4階・5階

- 希望が重なった場合は、優先順位により判定します。
- 低い階(1～2階)は高齢者・身体障害者が優先となります。
- 壁沢住宅2号棟(北側)は、所得等の条件のもとに新婚世帯(最長10年居住)、UIターナー者(最長10年居住)、老人に対する優先選考があります。
(新婚世帯：4～5階、UIターナー者：3階、老人：1～2階)

同意書

年 月 日

川俣町長 様

申込者氏名

私及び同居しようとする者は暴力団員ではありません。
また、暴力団員でないことを福島県警察本部へ照会することに同意します。

※ 所得審査 (記入しないでください)

(単位：円)

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{総控除金額} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \end{array}$$

(表)

様式第1号(その1)

困窮事項申告書

申込者の住宅は、下欄のどの項目に該当しますか。

該当する符号を○でかこんで下さい。

1 居住状況について

ア	雨漏れ等の日常生活に支障をきたす住宅
イ	使用材料が粗悪で応急的な仮設住宅
ウ	倉庫、物置等の転用住宅
エ	上記のいずれにも該当しない。

2 設備状況について

ア	上水道等がない。
イ	便所が共用である。
ウ	便所が非水洗である。
エ	上記のいずれにも該当しない。

3 過密住宅状況について

ア	8畳1間のワンルーム	0.45未満
イ	6畳、4.5畳のアパート	0.45以上0.60未満
ウ	6畳、4.5畳2間のアパート	0.60以上
エ	上記のいずれにも該当しない。	

※規模係数＝住宅の床面積を65㎡で除した数値

4 住宅がないことによる家族との別居、また他の世帯との同居状況について

ア	妻、夫または子と別居、もしくは扶養を要する親または弟妹と別居している。
イ	婚約が成立しているが結婚できない。
ウ	親族以外の世帯と同居して著しく生活の不便を受けている。
エ	親族の世帯と同居している。
オ	上記のいずれにも該当しない。

5 立退き請求状況について(明渡しを請求されていることについて)

ア	オ以外で立退き調停の成立により明渡しが決定済。	年 月 日
イ	定年退職、会社解散等自己の都合以外の理由により社宅等から立退くことが必要である。	
ウ	オ以外で立退き問題につき裁判等係争中。	
エ	上記のいずれにも該当しない。	
オ	滞納等のため立退き要求されている。	

裁判のあった日または和解調停の成立した日	年 月 日
会社等所在地	
会社等の名称	
定年退職、会社解散等の年月日	年 月 日
管轄裁判所名	裁判所
立退要求の内容	
上記に対してとらうとしている処置	

(裏)

6 遠距離通勤について

ア	通常の通勤方法による片道の通勤時間が2時間以上である。
イ	通常の通勤方法による片道の通勤時間が1時間以上2時間未満である。
ウ	通常の通勤方法による片道の通勤時間が30分以上1時間未満である。
エ	片道の通勤時間が30分未満である。
オ	上記のいずれにも該当しない。

7 家賃状況について(収入に占める家賃の割合)

ア	30%以上
イ	25%以上30%未満
ウ	20%以上25%未満
エ	10%以上20%未満
オ	10%未満

8 障害等の事情(障害者手帳等の写しを添付)

申込者及びその親族にいる場合は下欄に記入してください。

氏名	年齢	職業	障害名	手帳番号

9 特殊事情等(該当する場合記入してください。)

誓約書

- この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。
- この申込書の記載内容に偽りのある場合は、申込の無効処分、入居決定の取消処分及び許可後においては住宅(駐車場)を明渡すことに異議ありません。

年 月 日

住所 _____
氏名 _____ 印

様式第2号(第3条、第17条関係)

町営住宅入居許可書
駐車場使用許可書

住所
様

年 月 日付けで申し込みのあった川俣町町営住宅入居及び町営住宅駐車場使用については、下記の条件を付して許可します。

年 月 日

川 俣 町 長

記

1 川俣町町営住宅管理条例及び同条例施行規則(川俣町町営住宅駐車場利用契約条項)に定める事項、並びにこれに基づく指示を厳守すること。

2 団地の名称及び家賃(駐車場使用料)等

住宅所在地	
住宅名称	
部屋番号(駐車場区画番号)	
家賃月額(駐車場使用料月額)	
敷金	
入居指定日	年 月 日

※敷金は家賃月額の3ヶ月分。ただし、退去の際に還付するものとし、利息はつけない。

3 町営住宅使用請書(町営住宅駐車場利用契約書)の提出

(1) 町営住宅使用請書

連帯保証人の連署したものに添付書類(請書裏面に記載)を添えて許可の日から10日以内に提出すること。

(2) 町営住宅駐車場利用契約書

2枚を許可の日から10日以内に提出すること。

4 連帯保証人(町営住宅入居の場合)

原則として川俣町在住であって、独立した生計を営み、かつ入居の許可を受けた者と同等以上の収入を有する者で税金等の滞納がないこと。

5 敷金の納付

許可の日から10日以内に納付すること。

6 許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は許可を取り消すものとする。

(1) 住宅使用請書、駐車場利用契約書を許可の日から10日以内に提出しないとき。

(2) 許可の日から10日以内に敷金を納付しないとき。

(3) 入居指定日から20日以内に入居しないとき。

(4) 申込書内容及び添付書類の内容が事実と異なっていた場合。

7 家賃(駐車場使用料)について

家賃は入居希望日(使用開始日)から起算して徴収する。

(駐車場使用料は契約日の属する月の翌月から駐車場の返還のあった月分まで徴収する。

ただし、契約日が月初め1日の場合には当該月分より徴収する。)

8 その他について

入居後は速やかに下記の新住所で転居(転入)届を行うこと。

様式第3号(第5条関係)

町営住宅使用請書

年 月 日

川俣町長 様

住宅所在地	福島県伊達郡川俣町		
団地名および 住宅番号		団地番号	
家賃		敷金	
家賃納付期限	毎月末日	入居日	年 月 日

入居者は、川俣町町営住宅管理条例及び同条例施行規則、並びにこれに基づく指示を堅く守り、貴町に迷惑をかけることを確約します。

連帯保証人は、川俣町町営住宅管理条例及び同条例施行規則、並びにこれに基づく指示、遵守事項を守り、家賃及びその他の債務を入居者と連帯して履行の責に任じます。

入居者	現住所	()	
	フリガナ	生 年 月 日	
	氏 名	実印	年 月 日生
	勤務先	()	
	勤務先住所		
連帯保証人	現住所	()	
	フリガナ	生 年 月 日	
	氏 名	実印	年 月 日生
	勤務先	入居者との関係 (入居者からみた関係)	
	勤務先住所	()	

【遵守事項】

- 1 入居者は、住宅及びその他を滅失し損しないこと。町長の許可を得て変更した場合には、退去時に入居者の費用で原状回復又は撤去を行うこと。
- 2 入居者は、周辺の環境を乱したり、他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 3 入居者が町営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、届出をすること。
- 4 入居者は、町営住宅を居住のみを目的として使用すること。また、町営住宅を模様替え及び増改築する場合は町長の承認を得ること。
- 5 入居者は、入居申込の際に同居を認められた者以外を同居させようとするときは、町長の承認を得ること。
- 6 入居の際届け出た連帯保証人が死亡、失業、転出したときは、連帯保証人変更申請をし、町営住宅使用請書を再提出すること。
- 7 入居者は、家賃を延滞し、又は川俣町町営住宅管理条例及び規則、指示命令を遵守しないときは、町営住宅を明け渡すこと。

【備考】

- 1 入居者及び連帯保証人は全て自筆で記入すること。
- 2 入居者は、印鑑証明書添付すること。
- 3 連帯保証人は、印鑑証明書、所得証明書又は源泉徴収票を添付すること。

様式第1号(第7条関係)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

川俣町長 様

入居者 団地名番号 団地 号
氏 名 ⑩

連帯保証人を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

旧連帯保証人	住 所			
	氏 名			
新連帯保証人	上記入居者の連帯保証人となることを承諾します。川俣町町営住宅管理条例その他の規定を守り、家賃その他の債務について、入居者と連帯して履行の責に任じます。			
	住 所			
	フリガナ			生年月日
	氏 名	実印		年 月 日
	入居者との関係 (入居者からみた関係)			自 宅 電話番号
	勤務先			勤 務 先 電話番号
変更の理由	① 死 亡 ② 失 業 ③ 転 出 ④ その他(具体的に)			

【備考】

- 1 入居者および連帯保証人は全て自筆で記入すること。
- 2 連帯保証人は、印鑑証明書、所得証明書または源泉徴収票を添付すること。

様式第5号(第7条関係)

連帯保証人変更承認通知書

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の変更について下記のとおり承認します。

記

新連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____

様式第6号(第8条関係)

町営住宅入居者収入申告書

年 月 日

団地名番号 団地 号

氏 名 印

電話番号

私及び同居者の 年 月から 年 月まで、1年間の収入について、次のとおり申告します。

1 世帯の状況及び収入の状況

氏名	続柄	生年月日	年齢	所得の状況	控除要件の対象状況	所得金額	控除金額
入居者							
同居者							
別居扶養親族							

※ 太枠の中に必要な事項を記載してください。

2 添付書類

所得証明書(入居者全員の所得証明書)

このとおり世帯の状況及び所得の状況を申告します。

様式第6号その1(第8条関係)

町営住宅家賃等
決定
更正
再決定
通知書

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

次のとおりあなたの収入の額(同居親族の収入も合算します。)を認定し、川俣町営住宅

の家賃を
決定
更正
再決定
しましたので、通知します。

住宅名	
-----	--

合計所得金額	合計控除金額		控除後の所得	認定月額
入居者	区分	続柄	所得金額	

家賃①	
近傍同種家賃②	
負担調整減額③	
減免額④	

※①は②を超えない

※区分：配…配偶者 非…非同居者

月額家賃	(①又は②)－③－④ (年 月 より新家賃で徴収開始)	円
------	---------------------------------	---

様式第7号(第9条、第17条関係)

町営住宅家賃・敷金 減 免
徴収猶予 申請書

年 月 日

川俣町長 様

団地名番号 _____ 団地 _____ 号 _____
氏 名 _____ ④

私、および私の同居親族の収入は下記のとおりなので、家賃・敷金使用料の 減 免
徴収猶予
を申請します。

人 居 親 族	続柄	氏 名	生年月日	勤務先	年所得	年所得
	入居者 (本人)					
	所 得 計					
	申 請 理 由	具体的に				

【添付書類】

- 1 収入減少、疾病その他の理由を証明する書類。
- 2 世帯全員の住民票の写し。

様式第8号(第9条、第17条関係)

町営住宅家賃・敷金 減免 申請書
徴収猶予

年 月 日

川俣町長 様

団地名番号 _____ 団地 _____ 号 _____
氏 名 _____ ④

私、および私の同居親族の収入は下記のとおりなので、家賃・敷金使用料の 減免 徴収猶予を申請します。

入 居 親 族	続柄	氏 名	生年月日	勤務先	年所得	年所得
	入居者 (本人)					
	所得 合計					
申請理由	具体的に					

【添付書類】

- 1 収入減少、疾病その他の理由を証明する書類。
- 2 世帯全員の住民票の写し。

様式第9号(第9条、第17条関係)

町営住宅家賃・敷金 被 免
徴収猶予 決定通知書

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

年 月 日付けで申請のありました町営住宅の家賃・敷金の 被 免
徴収猶予 については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 被 免 認める
を
徴収猶予 認めない
- 2 認める内容について
 - (1) 承認期間 年 月 日から
年 月 日まで
 - (2) 家賃を 円とする。
 - (3) 徴収猶予方法
 - ① 徴収猶予金額 円

様式第10号(第9条、第17条関係)

町営住宅家賃・敷金 減 免
徴収猶予 決定通知書

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

年 月 日付けで申請のありました町営住宅の家賃・敷金の 減 免
徴収猶予 については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 減 免 認める
を
徴収猶予 認めない
- 2 認める内容について
 - (1) 承認期間 年 月 日から
年 月 日まで
 - (2) 家賃を 円とする。
 - (3) 徴収猶予方法
 - ① 徴収猶予金額 円

様式第11号(第11条関係)

町営住宅同居申請書

年 月 日

川俣町長 様

団地名番号 _____ 団地 号 _____
氏 名 _____ 印 _____

このたび、私が入居している町営住宅に新たに下記の者を同居させたいので承認願います。

記

1 同居をさせる者

氏 名	入居者との 続 柄	生年月日	所 得	勤 務 先

2 同居の理由

(1) 婚姻・養子縁組
(2) 入居者または同居者が病気である。
(3) その他(具体的に)

3 添付書類

- 同居させる者の ① 住民票の写しまたは外国人登録済証明書
② 源泉徴収票または所得証明書

様式第12号(第11条関係)

町営住宅同居承認通知書

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

年 月 日付けで申請のあった下記の者を同居させることについて承認します。
承認できません。

記

1 同居をさせる者

氏名	入居者との続柄	生年月日	所得	勤務先

2 不承認の理由

--

様式第13号(第12条関係)

町営住宅継続入居申請書

年 月 日

川俣町長 様

団地名番号 _____ 団地 号 _____
氏 名 _____ ④

このたび、入居者 _____ が下記の理由により居住できなくなり引き続き私が居住したいので承認願います。

記

1 継続入居申込者

氏 名	入居者との続柄	生年月日	所 得	勤 務 先
所 得 合 計				

2 申請理由

入居の許可を受けた者が (1) 死亡 (2) 退去(理由 _____) (3) その他(具体的に _____)
--

3 添付書類

- 継続入居させる者の ① 住民票の写しまたは外国人登録済証明書
② 所得あるもの全員の所得証明書または源泉徴収票

様式第14号(第12条関係)

町営住宅継続入居承認通知書

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

年 月 日付けで申請のあった継続入居について下記のとおり承認します。
承認できませんので期日まで明渡すよう通知します。

記

1 継続入居を承認する者

氏名	入居者との続柄	生年月日	所得	勤務先

2 不承認の理由

--

3 不承認の場合の明渡し期日

年 月 日

4 請書の提出

承認の場合は、期日まで請書を提出して下さい。期日までに提出しない場合には承認を取り消します。

提出期日 年 月 日

様式第15号(第13条関係)

町営住宅長期不在届

年 月 日

川俣町長 様

団地名番号 _____ 団地 号 _____
氏 名 _____ 印 _____

下記のとおり長期不在となるので届け出ます。

記

不在期間	年 月 日から 年 月 日まで	
不在理由		
滞 在 先	住 所	
	名 称	
	電話番号	
緊 急 連 絡 先	名 称	
	電話番号	

様式第16号(第14条関係)

町営住宅 併用
原状 変更申請書

年 月 日

川俣町長 様

団地名番号 団地 号

氏 名

下記のとおり町営住宅の一部模様替え・増築・改築・工作物設置をしたいので、承認願います。

なお、使用期間が過ぎたとき、または退去の際は自費にて原状回復します。

記

併用・増築・改造 部 分 工作物の名称	
併用・増築・改造 部 分 工作物の面積	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
目的または理由	

様式第17号(第14条関係)

町営住宅 併用
原状 承認通知書

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

年 月 日付けて申請のあった 併用
原状変更 について下記のとおり承認
します。

記

併用・増築・改造 部 分 工作物の名称	
併用・増築・改造 部 分 工作物の面積	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	使用期間が過ぎたとき、または退去の際は自費にて原状回復すること。

様式第18号(第14条関係)

町営住宅 併用
原状 変更申請書

年 月 日

川俣町長 様

団地名番号 団地 号

氏 名 ㊦

下記のとおり町営住宅の一部模様替え・増築・改築・工作物設置をしたいので、承認願います。

なお、使用期間が過ぎたとき、または退去の際は自費にて原状回復します。

記

併用・増築・改造 部 分 工作物の名称	
併用・増築・改造 部 分 工作物の面積	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日(退去の日)まで
目的または理由	

様式第19号(第14条関係)

町営住宅 併用
原状 承認通知書

年 月 日

回地 号
様

川俣町長

年 月 日付けで申請のあった 併用
原状変更 について下記のとおり承認
します。

記

併用・増築・改造 部 分 工作物の名称	
併用・増築・改造 部 分 工作物の面積	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	使用期間が過ぎたとき、または退去の際は自費にて原状回復すること。

様式第20号(第15条関係)

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

収入超過者認定通知書

さきの収入申告による調査の結果、あなたの世帯の収入額は、川俣町営住宅管理条例第28条により収入基準額を超過していますので、通知します。

なお、収入超過者は川俣町営住宅管理条例第29条の規定により町営住宅を明け渡すよう努めてください。

住宅名	
-----	--

合計所得金額	合計控除金額		控除後の所得	認定月額
入居者	区分	続柄	所得金額	

家賃①	
近傍同種家賃②	
認定された率③	
収入超過者家賃④	
負担調整減額⑤	
減免額⑥	

※①は②を超えない
④=①+(②-①)×③

※区分：配…配偶者 非…非同居者

月額家賃	(④又は②)-⑤-⑥ (年 月より新家賃で徴収開始)	円
------	--------------------------------	---

様式第21号(第16条関係)

高額所得者認定通知書

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

先にあなたから申告(報告)がありました世帯の所得及び世帯の構成から、あなたの収入を次のとおり認定するとともに、収入が公営住宅法施行令第9条の基準を2年続けて超えていますので、あなたを高額所得者として認定します。

また、設定した収入に基づき、あなたの毎月の家賃は次のとおり決定しましたのでお知らせします。ついでには、町営住宅を明渡すようお願いします。

記

住宅名	
-----	--

合計所得金額	合計控除金額		控除後の所得	認定月額
入居者	区分	続柄	所得金額	

家賃①	
近傍同種家賃②	
負担調整減額⑤	
減免額⑥	

※①は②を超えない

※区分：配…配偶者 非…非同居者

月額家賃	(①又は②)－③－④ (年 月より新家賃で徴収開始)	円
------	--------------------------------	---

様式第22号(第16条関係)

町営住宅明渡し請求書

番 号
年 月 日

団地 号
様

川俣町長

下記のとおり、川俣町町営住宅管理条例(第31条第1項)
(第36条第1項)の規定により、町営住宅
(第41条第1項)
の明渡しを請求します。

記

1 明渡し請求住宅

住宅団地名 団地 ・ 住宅 号

2 住宅明渡し期限 年 月 日

3 明渡し請求理由

様式第23号(第16条関係)

町営住宅明渡し期限延長承認申請書

年 月 日

川俣町長 様

団地名番号 _____ 団地 号 _____
氏 名 _____ (印)

年 月 日付けで請求のあった町営住宅の明渡しについて、下記の理由により期限延長の承認を受けたいので申請します。

記

明渡し期限延長を申請する理由	
希望する明渡し期限	

様式第24号(第16条関係)

町営住宅明渡し期限延長承認通知書

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

年 月 日付けで申請のあった町営住宅の明渡し期限の延長について、下記のとおり承認します。

記

1 延長後の明渡し期限

年 月 日

様式第25号(第17条関係)

みなし特定公共賃貸住宅入居申請書

年 月 日

川俣町長 様

下記のとおりみなし特定公共賃貸住宅入居の申込みをいたします。

団地名番号 _____ 団地 _____ 号 _____
氏 名 _____ ④
生 年 月 日 _____
電 話 _____

1 入居予定者(申込者、同居しようとする者)				
申込者との 続 柄	氏 名	生年月日	勤 務 先	電 話 番 号
申 込 者				
2 申込者もしくは同居親族の扶養親族または控除対象配偶者で今後も別居となる者				
申込者との 続 柄	氏 名	生年月日	勤 務 先	電 話 番 号

様式第26号(第17条関係)

みなし特定公共賃貸住宅入居決定通知書

年 月 日

団地 号
様

川俣町長

年 月 日付けで申請のあったみなし特定公共賃貸住宅の入居について下記の条件を付し許可します。

記

- 1 川俣町営住宅管理条例に定める事項を遵守すること。
- 2 団地の名称および家賃等

団 地 名	番 号	家 賃	敷 金	入 居 指 定 日
				年 月 日

様式第27号(第17条、第18条関係)

町 営 住 宅 明 渡 し 届
駐 車 場 明 渡 し 届


年 月 日

川俣町長 様

団地名番号 _____ 団地 号 _____
氏 名 _____ 印 _____

下記のとおり町営住宅・駐車場を明渡します。

記

明渡し理由	
明渡し予定 年 月 日	
移転先住所 および電話番号	
明渡し検査日時	

様式第28号(第22条関係)

(表 面)

第	号
町 営 住 宅 立 入 検 査 員 証	
川俣町町営住宅管理条例第63条第3項の規定による町営住宅立入検査員であることを証明する。	
年	月 日
川俣町長 印	

(裏 面)

川俣町町営住宅管理条例第63条(抜粋)
町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは町長の指定した者に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

様式第29号(第13条の2関係)

住 宅 調 査 票

(団地 号棟 号室)

No. 1

項 目	入 居 時		退 居 時		修繕事項	
	状 況	有 無	状 況	有 無		
天 井	インク、しみ汚れ等 亀裂・はがれ 変色・陽焼け等	無・有 無・有 無・有	インク、しみ汚れ等 亀裂・はがれ 変色・陽焼け等	無・有 無・有 無・有		
壁	落書き・汚れ・破損 台所油污れ等 家具等の跡変色 亀裂・はがれ等	無・有 無・有 無・有 無・有	落書き・汚れ・破損 台所油污れ等 家具等の跡変色 亀裂・はがれ等	無・有 無・有 無・有 無・有		
床	木 造	すり傷・汚れ・破損	無・有	すり傷・汚れ・破損	無・有	
	コンクリート造	腐れ・はがれ・反り	無・有	腐れ・はがれ・反り	無・有	
畳	表	こげ穴・傷・しみ 変色・腐れ	無・有 無・有	こげ穴・傷・しみ 変色・腐れ	無・有 無・有	
	縁	すり切れ・こげ穴	無・有	すり切れ・こげ穴	無・有	
	床	こげ穴・腐れ	無・有	こげ穴・腐れ	無・有	
襖及び障子	襖 紙	汚れ・破損・反り	無・有	汚れ・破損・反り	無・有	
	襖の縁・骨	汚れ・破損・反り	無・有	汚れ・破損・反り	無・有	
	引手・金物	汚れ・破損	無・有	汚れ・破損	無・有	
	障子紙	汚れ・破損	無・有	汚れ・破損	無・有	
	障子の棧・框	汚れ・破損	無・有	汚れ・破損	無・有	
木製建具・金物	傷・汚れ・破損 腐れ・狂い	無・有 無・有	傷・汚れ・破損 腐れ・狂い	無・有 無・有		
鋼製建具	玄関扉・窓戸	塗装のはがれ・傷 錆・建付歪み	無・有 無・有	塗装のはがれ・傷 錆・建付歪み	無・有 無・有	
	付属金物	汚れ・破損	無・有	汚れ・破損	無・有	
錠	錠	破損・滅失	無・有	破損・滅失	無・有	
ガラス・パテ	破損・ひびわれ パテのはがれ	無・有 無・有	破損・ひびわれ パテのはがれ	無・有 無・有		
台所	水切棚	錆・腐れ・破損	無・有	錆・腐れ・破損	無・有	
	吊戸棚	汚損・破損・腐れ ゆるみ・反り	無・有 無・有	汚損・破損・腐れ ゆるみ・反り	無・有 無・有	
	流し	ステンレス	漏水・いたみ 排水トラップ損傷	無・有 無・有	漏水・いたみ 排水トラップ損傷	無・有 無・有
		下部戸棚	扉・棚板破損 汚損・塗装はがれ 腐れ・反り	無・有 無・有 無・有	扉・棚板破損 汚損・塗装はがれ 腐れ・反り	無・有 無・有 無・有
	換気扇	開閉装置破損・汚損 羽の回転不良等	無・有 無・有	開閉装置破損・汚損 羽の回転不良等	無・有 無・有	
干し物金物	曲がり・ねじれ 金具はずれ・折れ	無・有 無・有	曲がり・ねじれ 金具はずれ・折れ	無・有 無・有		
郵便受	破損・紛失	無・有	破損・紛失	無・有		
柱・枠・その他の造作	汚れ・破損・くぎ穴 水掛かり腐れ	無・有 無・有	汚れ・破損・くぎ穴 水掛かり腐れ	無・有 無・有		

入 居 時 確 認		退 去 時 確 認	
上記内容について確認しました。 年 月 日 団地 号棟 号室 入居者氏名 印		上記内容について確認しました。 年 月 日 団地 号棟 号室 退居者氏名 印	
住宅監理員職氏名 印		住宅監理員職氏名 印	
備 考		備 考	
修繕確認欄	修繕完了確認年月日 年 月 日 完了確認住宅監理員 職 氏名 印		

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(その1)

様式第2号(第3条、第17条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第6号その1(第8条関係)

様式第7号(第9条、第17条関係)

様式第8号(第9条、第17条関係)

様式第9号(第9条、第17条関係)

様式第10号(第9条、第17条関係)

様式第11号(第11条関係)

様式第12号(第11条関係)

様式第13号(第12条関係)

様式第14号(第12条関係)

様式第15号(第13条関係)

様式第16号(第14条関係)

様式第17号(第14条関係)

様式第18号(第14条関係)

様式第19号(第14条関係)

様式第20号(第15条関係)

様式第21号(第16条関係)

様式第22号(第16条関係)

様式第23号(第16条関係)

様式第24号(第16条関係)

様式第25号(第17条関係)

様式第26号(第17条関係)

様式第27号(第17条、第18条関係)

様式第28号 (第22条関係)

様式第29号 (第13条の2関係)